

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律
(令和3年法律第31号)」について
【公布：R3.5.10 / 施行：R3.7.15又はR3.11.1】
～流域治水関連法～

国土交通省全局
国水管理・国土保全局
都市局



法改正の背景・必要性

速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が「早急に実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「**流域治水プロジェクト**」を速やかに実施（令和2年度内に全1級109水系で策定済）
- 〔 国管理河川で戦後最大規模洪水に、都市機能集積地区等で既往最大降雨による内水被害に対応 〕

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等（外力）に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による**流域治水を更に拡充**

法的枠組 「流域治水関連法」の整備が必要



流域治水関連法の概要

流域治水の実効性を高め、強力に推進するため、「流域治水関連法」では、4本の柱により、以下の9法律を一體的に改正

(①特定都市河川浸水被害対策法、②河川法、③下水道法、④水防法、⑤土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、⑥都市計画法、⑦防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律、⑧都市緑地法、⑨建築基準法

1. 流域治水の計画・体制の強化 [特定都市河川法]

- ◆ 流域水害対策計画を活用する河川の拡大
 - 一 市街化の進展により河川整備で被害防止が困難な河川に加え、**自然的条件**により困難な河川を**対象に追加**(全国の河川に拡大)
 - ◆ **流域水害対策に係る協議会の創設と計画の充実**
 - 一 国、都道府県、市町村等の**関係者**が**一堂**に会し、官民による**雨水貯留浸透対策の強化**、浸水エリアの**土地利用等**を協議
 - 一 協議結果を流域水害対策計画に位置付け、確実に実施

3. 被害対象を減少させるための対策

- [特定都市河川法、都市計画法、防災集団移転特別措置法、建築基準法]
- ◆ **水防災に対応したまちづくりとの連携、住まいの方の工夫**
 - 一 **浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認(許可制)**
 - 一 **防災集団移転促進事業の工リア要件の拡充等**により、危険エリアからの移転を促進
 - 一 **災害時の避難先となる拠点の整備**や地区単位の**浸水対策**により、市街地の**安全性を強化**

4. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- [水防法、土砂災害防止法、河川法]
- ◆ 河川・下水道における対策の強化 ◎ 堤防整備等のハード対策を更に**推進(予算)**
 - 一 **利水ダム等の事前放流**に係る協議会(河川管理者、電力会社等の利水者等が参画)制度の創設
 - 一 下水道で浸水被害を防ぐべき目標降雨を計画に位置付け、整備を加速
 - 一 下水道の**樋門等の操作ルール**の策定を義務付け、河川等から市街地への逆流等を確實に防止
 - ◆ **流域における雨水貯留対策の強化**
 - 一 貯留機能**保全**区域を創設し、沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保
 - 一 都市部の**緑地**を保全し、貯留浸透機能を有するグリーンインフラとして活用
 - 一 **認定制度**、補助、税制特例により、自治体・民間の雨水貯留浸透施設の整備を支援

【目標・効果】気候変動による降雨量の増加にに対応した流域治水の実現
(KPI) ○ 浸水想定区域を設定する河川数: 2,092河川 (2020年度) ≒ 約17,000河川 (2025年度)

1.「特定都市河川浸水被害対策法」の一部改正

- 特定都市河川の指定要件の見直し
流域水害対策計画の充実、協議会制度の創設
地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進
地方留機能保全区域制度の創設
浸水被害防止区域制度の創設
- ① ② ③ ④ ⑤

【特定都市河川法①】特定都市河川の指定要件の見直し

- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件^(※)である「市街化の進展」以外の自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかつた規模での水災が頻発。（※）現行の特定都市河川の指定要件 = 河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となつた浸水被害対策を講ずる必要。

【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」ににより河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

指定候補河川のイメージ（①から③のいずれか）

①市街化の進展

②接続する河川の状況

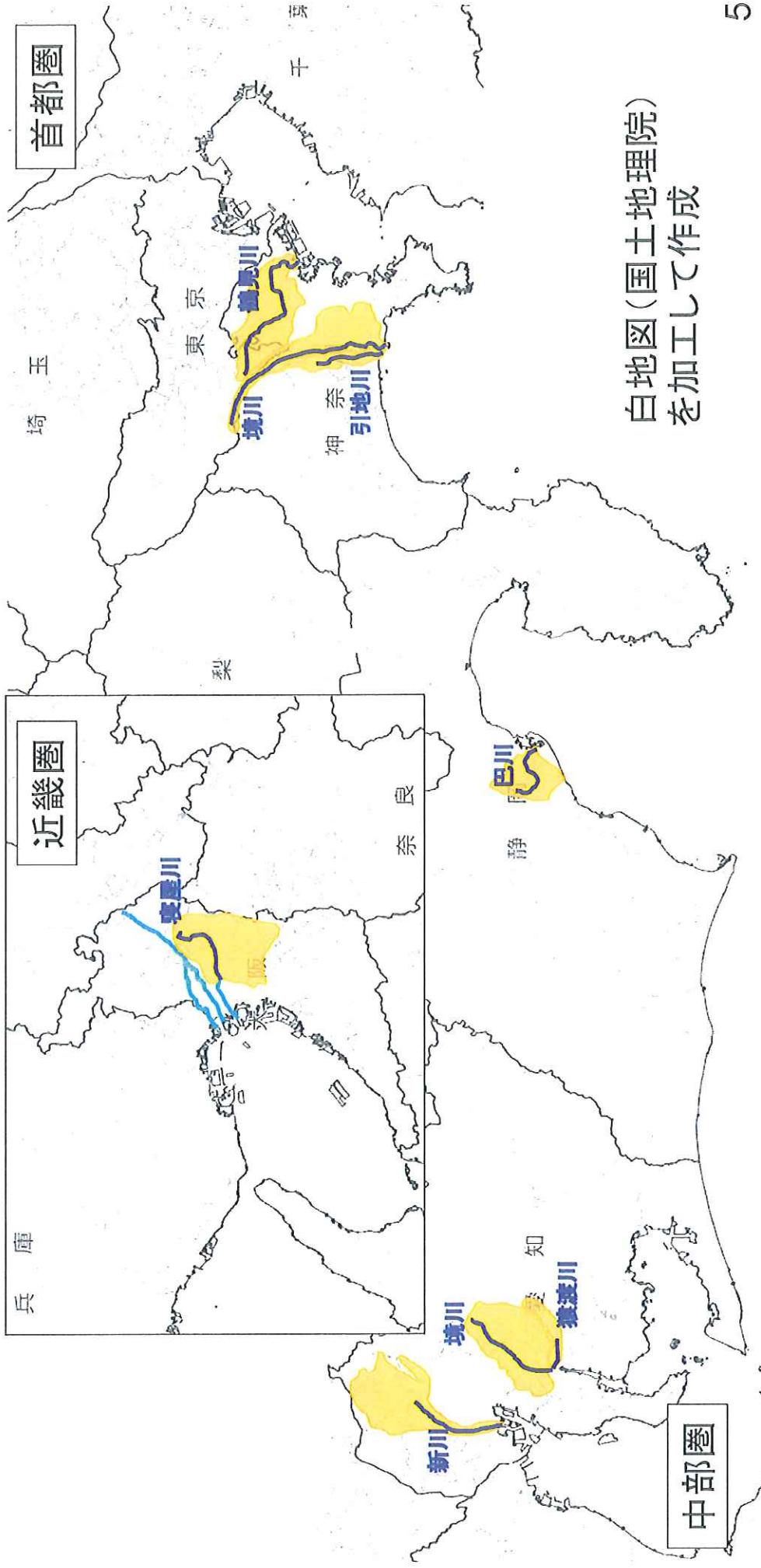
③周辺地形その他の自然的条件



(参考) 特定都市河川の指定状況

- 市街化の進展により河川整備のみでは浸水被害の防止が困難なことから、河川整備、下水道整備に加え、流域における雨水水貯留浸透施設の整備などの流出抑制対策を一体的に推進する河川として、**特定都市河川を指定被害対策法**に基づき**特定都市河川を指定**
- 令和3年5月末現在、政令指定都市をはじめとする**大都市部を貫流する8水系64河川**の指定されている。

<特定都市河川の一覧>



白地図(国土地理院)
を加工して作成

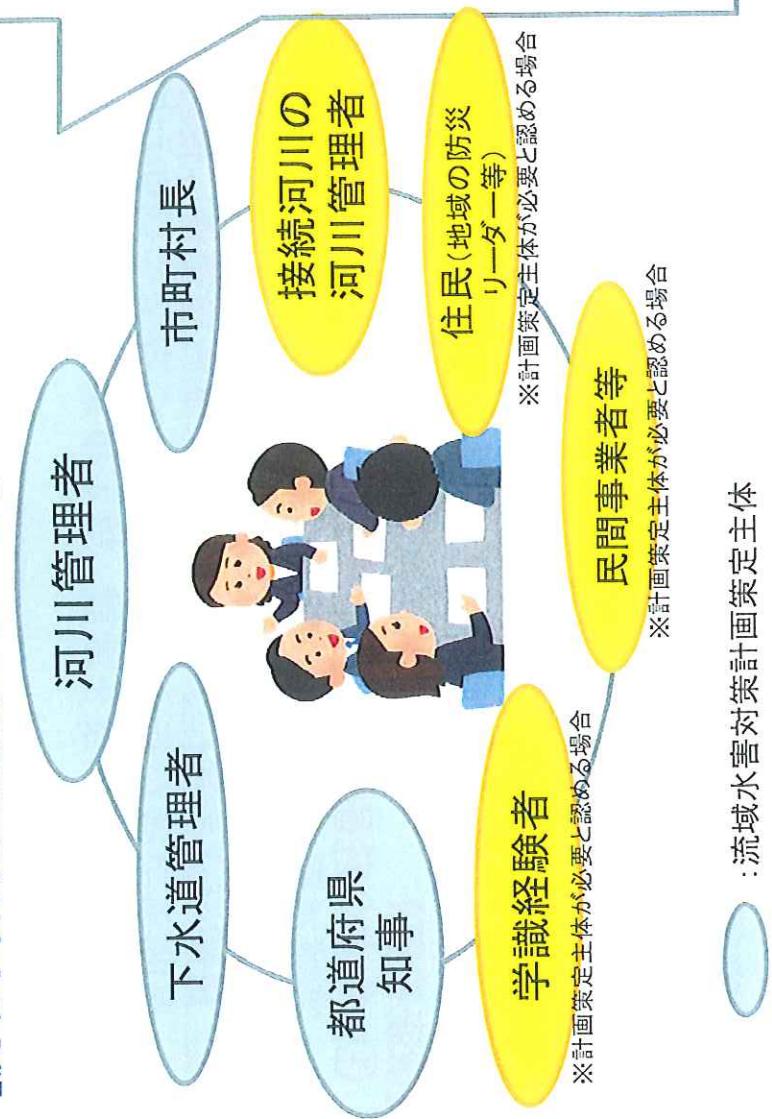
【特定都市河川法②】 流域水害対策計画の拡充、協議会制度の創設

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域における関係者一體となつた水害対策を一層促進するため、「流域水害対策計画の内容を見直し、流域の事業者や住民に密接に連する事項を位置付けるとともに、計画の効果的な実施・運用体制の構築が必要。」

【改正概要】

- 「流域水害対策計画」に雨水貯留浸透対策の強化(公共団体・民間による対策や緑地保全等)、浸水エリアとその土地利用等を新たに位置付け
- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会制度」を創設

【流域水害対策協議会のイメージ】



(協議会設置)

国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

(構成員)

- ・流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

(協議事項の例)

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整

➡ 構成員は協議結果を尊重

【特定都市河川法③】地方公共団体や民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備促進

～①地方公共団体への法定補助制度創設、②民間事業者等による計画認定制度創設～

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域において、地方公共団体や民間事業者等の流域関係者が一体となって、追加的な雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進する必要。

【改正概要】

① 地方公共団体に対する法定補助制度や国有財産の活用制度創設

流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を設置する地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）に対し、法定補助制度を創設。また、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与を措置

② 民間事業者等による雨水貯留浸透施設設備整備に係る認定制度創設

民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設設備整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設設置費用に係る法定補助、地方公共団体による管理制度等を措置



【①地方公共団体に対する法定補助制度等の概要】

【主体】 地方公共団体（河川管理者及び下水道管理者を除く）
【対象事業】 流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設の設置に係る事業

【補助率】 1/2 ※補助率は政令で規定予定

【その他】 国有地の無償貸付又は譲与



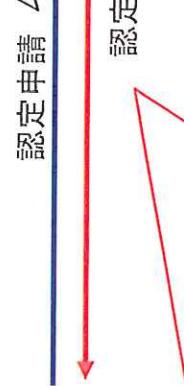
【②民間事業者等による雨水貯留浸透施設設備整備に係る計画認定制度の概要】

計画認定制度の概要

（計画への記載事項）

- ・雨水貯留浸透施設の位置、規模、構造・設備
- ・雨水貯留浸透施設の管理方法・期間
- ・雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画 等

民間事業者等



（認定の効果）

- ・国又は地方公共団体による費用補助
- ・管理協定締結に基づく地方公共団体による施設管理 等



【校庭を活用した貯留施設】

(参考) 地方公共団体や認定事業者による雨水貯留浸透施設整備への支援制度

河川管理者・下水道管理者のみならず、流域の関係者による流域対策を推進するため、関係者が参画する協議会制度を創設するとともに、雨水貯留浸透施設整備に係る支障制に係る支障制度を拡充する必要

実施体制の構築(流域水害対策協議会制度の創設)

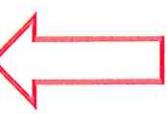
【平常時】



【出水時】



関係者(河川管理者、下水道管理者、地方公共団体、流域関係者等)による流域水害対策を計画的かつ整合的に推進するため、新たに流域水害対策協議会を設置



支援制度の拡充(雨水貯留浸透施設の整備)

河川管理者・下水道管理者による雨水貯留浸透施設整備	左記以外の地方公共団体による雨水貯留浸透施設整備	民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備
「補助率等」 1／2 (防災・安全交付金) 等 現行	1／3 (防災・安全交付金) 1／3 (下水道区域における間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1／2) 等 1／3 (下水道区域外も対象にした間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1／2)	1／3 (下水道区域における間接補助。但し、地方公共団体が助成する額の1／2) 1／2 (特定都市河川法に基づく認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設) 1／2 (特定都市河川法に基づく流域水害対策計画に位置付ける雨水貯留浸透施設) 固定資産税の減免 認定計画に位置付ける雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税特例

新たな制度
(令和3年度~)

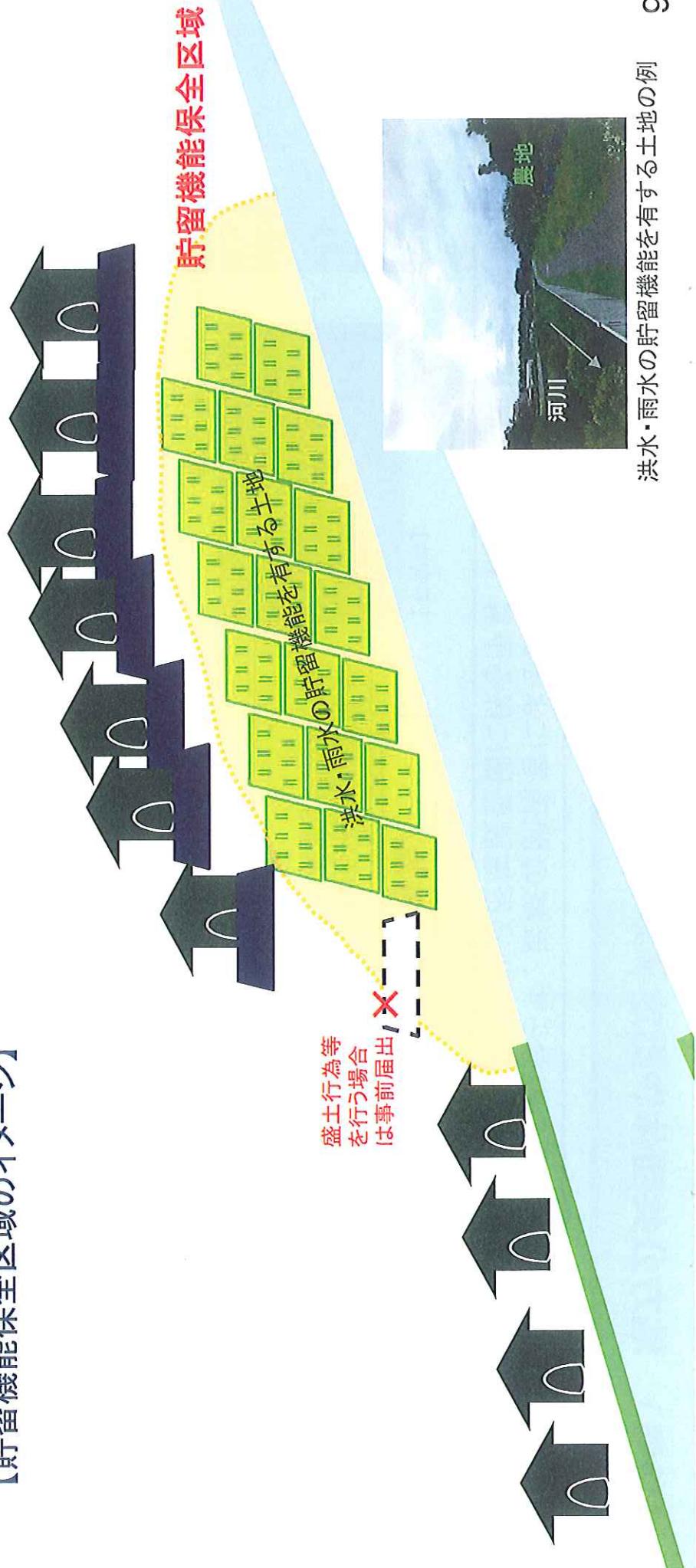
河川管理者:

※特定都市河川浸水被害対策法に基づく施設のみを河川法の特例として整備

【特定都市河川法④】貯留機能保全区域制度の創設

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等（政令市長、中核市長）が、市町村長からの意見を聴取し、**土地の所有者の同意を得た上で、貯留機能保全区域として指定**することができます。
- 区域内の土地において**盛土、堤の設置等**を実施する場合、事前に都道府県知事等に**届出**をすることができる。
- 都道府県知事等は届出に対して**必要な助言又は勧告**をすることができる。
- 都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができます。

【貯留機能保全区域のイメージ】

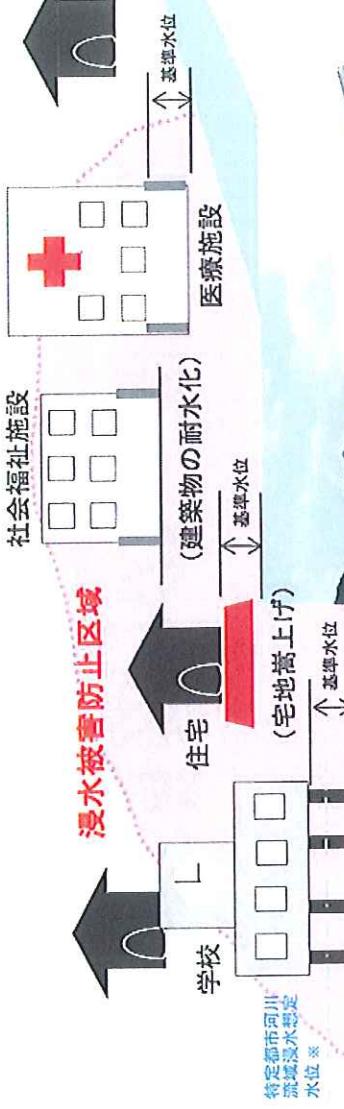


洪水・雨水の貯留機能を有する土地の例

【特定都市河川法⑤】 浸水被害防止区域制度の創設

- **高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、都道府県知事が市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「浸水被害防止区域」として指定し、開発規制・建築規制を措置することができる。**
- 開発規制については、**住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか事前許可が必要。**
(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、**住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要。**
(なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。)

【浸水被害防止区域のイメージ】



ビロティ構造の事例

2.「下水道法」の一部改正

- 計画降雨の下水道事業計画への位置付け
民間による雨水貯留・浸透施設整備に係る計画認定制度の創設
- ①
②

【下水道①】計画降雨の下水道事業計画への位置付け

全国各地で水災害が頻発しているため、各地域の水災害状況、将来の気候変動の影響による降雨量の増加を見据えて、下水道事業計画に雨水排除の指針となる計画降雨を定め、当該計画降雨に基づき浸水リスクの高い地域での整備を重点化するなど、「事前防災」の考え方に基づく計画的な下水道整備を加速する必要。

【改正概要】

・公共下水道・流域下水道の事業計画の記載事項に、**計画降雨**(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)を追加



公共下水道の事業計画の記載事項(下水道法第5条)

【1. 必須記載事項】

- ① 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
- ② 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ③ 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ④ 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置
- ⑤ 予定処理区域(雨水公共下水道)に係るものにあつては、予定排水区域
- ⑥ 工事の着手及び完成の予定年月日

【2. 任意記載事項】

- ① 計画降雨(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)

※**水防法**による雨水出水浸水想定区域に指定された場合は、必須記載事項となる

※公共下水道(原則、市町村管理)：以下のいずれかのもの
イ：主に市街地の下水を排除・処理するための下水道で、終末処理場を有するか、流域下水道に接続するもので、汚水を排出すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの
ロ：主に市街地における雨水のみを排除するための下水道で、河川・海域等に雨水を放流するか、流域下水道に接続するもの(雨水公共下水道)
※流域下水道(原則、都道府県管理)：以下のいずれかのもの
イ：専ら地方公共団体が管理する下水道からの下水を排除・処理するための下水道で、二以上の市町村の下水を排除し、終末処理場を有するものの下水道で、二以上の市町村の雨水のみを受けて、雨水の流量を調節するための施設を有するもの(雨水流域下水道)
ロ：終末処理場を有する公共下水道からの雨水のみを受けて、これを公共の水域・海域に放流するための下水道で、二以上の市町村の雨水を排除し、雨水の流量を調節するための施設を有するもの(雨水流域下水道)

記載事項に
追加

【下水道法②】民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

気候変動の影響による降雨量の増加を見据え、整備等に限界のある下水道浸水被害対策区域(※)において、地域関係者が一体となって雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進するため、民間事業者等による雨水浸透・貯留に係る自主的な取組を積極的に誘導・後押しする必要(※)排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域

【改正概要】

下水道浸水被害対策区域での民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

下水道浸水被害対策区域で民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設整備費用に係る法定補助等を措置。

【民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の概要】

(計画への記載事項イメージ)

- ・雨水貯留浸透施設の位置、構造・設備、規模
- ・雨水貯留浸透施設の管理方法・期間
- ・雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画 等

認定申請

認定

民間事業者等



(認定の効果：法定)
・公共下水道管理者による費用補助、当該補助がある場合の国による補助
・地方共同法人日本下水道事業団による、認定事業者からの委託に基づく雨水貯留浸透施設の設置等の支援

3.「都市計画法」の一部改正

- }
① 開発の原則禁止の区域に浸水被害防止区域を追加

【都市計画法①】開発の原則禁止の区域に浸水被害防止区域を追加

6ヶ月以内施行

現行（都市計画法第33条第1項第8号）

- 自己以外の居住の用に供する住宅
(分譲住宅、賃貸住宅 等)
- 自己の業務の用に供する施設（※）
(自社オフィス、自社ビル、自社店舗（スーパー、コンビニを含む）、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場、倉庫 等)
- 自己以外の業務の用に供する施設
(賃オフィス、賃ビル、賃店舗（ショッピングモールを含む）、賃倉庫（レンタルボックスを含む）、その他賃貸用の業務用施設 等)

レッドゾーン

- 災害危険区域（出水等）
 - 地すべり防止区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 急傾斜地崩壊危険区域
- の開発は

見直し

- 自己以外の居住の用に供する住宅
(分譲住宅、賃貸住宅 等)
- 自己の業務の用に供する施設（※）
(自社オフィス、自社ビル、自社店舗（スーパー、コンビニを含む）、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場、倉庫 等)
- 自己以外の業務の用に供する施設
(賃オフィス、賃ビル、賃店舗（ショッピングモールを含む）、賃倉庫（レンタルボックスを含む）、その他賃貸用の業務用施設 等)

レッドゾーン

- 災害危険区域（出水等）
 - 地すべり防止区域
 - 土砂災害特別警戒区域
 - 急傾斜地崩壊危険区域
- の開発は
- 浸水被害防止区域**



規制対象区域に浸水被害防止区域を追加

※：自己の業務の用に供する施設に対する規制は、令和4年4月1日施行予定。

4. 「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の 特別措置等に関する法律」の一部改正

〔エリア要件、事業の担い手等の拡充〕

【防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律】

3ヶ月以内施行（浸水被害防止区域の追加のみ6ヶ月以内施行）

【工リア要件の拡充】

- 防集法による集団移転の対象区域に、災害危険区域に加え、**浸水被害防止区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域を追加する。**

【事業の担い手の拡充】

- 災害による行政機能の低下や、広域的な移転計画に対応するため、**都道府県の計画策定権限を追加する。**
- また、東日本大震災の復興事業を通じた豊富な技術・ノウハウを活用するため、**都市再生機構の特例業務として、地方公共団体からのお委託に基づき、集団移転促進事業を行うことができる。**

【住宅団地の整備対象の拡充】

- 集団移転促進事業による住宅団地による整備において、**関連して移転する要配慮者施設の用に供する土地の整備を追加する。**

